

石 巻 市 病 院 事 業 会 計

第 4 4 号議案

令和 2 年度石巻市病院事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 2 年度石巻市の病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	一般病床	165 床	療養病床	40 床	計 205 床
(2) 年間入院外来患者数	入院	59,932 人	外来	63,253 人	
(3) 1 日平均入院外来患者数	入院	164.2 人	外来	260.3 人	
(4) 主要な建設改良事業	建設改良費			8,360 千円	
	機械装置購入費			55,467 千円	

(収益的收入及び支出)

第 3 条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(収 入)

第 1 款	病院事業収益	5,820,494 千円
第 1 項	医業収益	3,447,750 千円
第 2 項	医業外収益	2,326,578 千円
第 3 項	特別利益	46,166 千円

(支 出)

第 1 款	病院事業費用	5,772,409 千円
第 1 項	医業費用	5,605,487 千円
第 2 項	医業外費用	146,922 千円
第 3 項	特別損失	9,000 千円
第 4 項	予備費	11,000 千円

(資本的收入及び支出)

第 4 条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(収 入)

第 1 款	資本的收入	442,037 千円
第 1 項	企業債	63,700 千円
第 2 項	他会計出資金	378,210 千円
第 3 項	他会計負担金	127 千円

(支 出)

第 1 款	資本的支出	488,203 千円
第 1 項	建設改良費	63,827 千円
第 2 項	企業債償還金	424,376 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
医事業務	令和3年度から 令和5年度まで	191,378
医療研究用電子図書閲覧料	令和2年度から 令和3年度まで	771
医療研究用図書購入費	令和2年度から 令和3年度まで	1,136
リネン等賃借料(牡鹿病院分)	令和2年度から 令和5年度まで	8,118
環境衛生維持管理業務(牡鹿病院分)	令和2年度から 令和5年度まで	23,925

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
石巻市立病院医療機器等整備事業債	50,000	普通貸借又は証券発行 (ただし、登録債)	5.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年以内に借入先の融通条件に従い元利均等償還又は元金均等償還により償還する。ただし、融通条件又は財政の都合により償還年限の短縮又は借り換えをすることができる。
石巻市立牡鹿病院設備改良事業債	8,300			
石巻市立牡鹿病院医療機器等整備事業債	5,400			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 2,159,420千円

(2) 交際費 400千円

(他会計からの補助金)

第9条 経営基盤安定化対策等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、

980,871千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、588,810千円と定める。

令和2年2月13日提出

石巻市長 亀山 紘

令和 年 月 日議決